

平成 26 年 3 月 4 日  
消費者庁消費者制度課

「消費者契約法の運用状況に関する検討会」について

1. 趣旨

消費者契約法は、平成 12 年に成立し、平成 13 年に施行されてから 10 年以上が経過しており、その間の社会の変化（情報化、高齢化、国際化等）を踏まえた見直しの検討を行う必要がある。また、消費者契約法は、民法の特別法であるところ、民法（債権関係）改正の議論の進展を踏まえた関連規定の見直しの検討を行う必要がある。

消費者契約法の運用状況に関する検討会は、このような検討のための本格的な議論の準備作業として、消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実の把握や論点の整理等を行うものである。

2. 委員

沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
後藤 巻則	早稲田大学大学院法務研究科教授
沢田 登志子	一般社団法人 E C ネットワーク理事
藤猪 純子	パナソニック株式会社リーガル本部東京法務室主事
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事
宮下 修一	静岡大学大学院法務研究科教授
山本 敬三	京都大学大学院法学研究科教授
山本 健司	弁護士、清和法律事務所

（敬称略、五十音順）

【オブザーバー】

法務省、最高裁判所事務総局、内閣府消費者委員会、独立行政法人国民生活センター

3. 検討項目

- 消費者契約法施行後の社会の変化を踏まえた見直し
- 民法（債権関係）改正の議論を踏まえた見直し
- 差止請求制度の対象

等

#### 4. スケジュール

平成 26 年 3 月 17 日に第 1 回検討会を開催する。以後、月 1 回程度開催し、同年夏頃を目途に検討結果を取りまとめる。

第 1 回検討会

[日時] 平成 26 年 3 月 17 日 13 : 00 ~ 15 : 00

[場所] 消費者庁

**【本件に関する問合せ先】**

消費者庁消費者制度課 担当者：宗宮、須藤

TEL : 03 - 3507 - 9148

HP : <http://www.caa.go.jp/>